

東京外かく環状道路における21項目条件の対応状況

2 1 項 目 の 概 要		対 応 状 況
1	将来に向けて谷原交差点の現在以上の混雑を招くことのないよう、関係機関において必要な措置を講ずること	谷原交差点については、都において工事が進められ現在も改良中である。
2	放射7号線以南についても「位置と構造」の原点からの再検討を行われたい。	高架構造から地下構造への変更が提案された。
3	関越自動車道の交通の広域的分散を図るため、川越・所沢両インターの分流や国道16号線他の周辺関連道路の整備について、今後とも強力に推進するよう関係機関に働きかけること。	情報提供施設、国道16号などが整備された。
4	道路上部を有効に活用するため、構造的に可能な限り覆蓋構造とすべきである。また、北大泉公園予定地周辺については地下方式とし、公園の機能確保を図ること。	料金所などを除き覆蓋構造となっている。北大泉公園予定箇所については、地下構造となっている。
5	IC部周辺について沿道環境の改善を図るため、地元要望等を踏まえて環境施設帯の設置を道路計画の一環として積極的に検討されたい。	インターチェンジ部周辺に植樹帯が設置されている。
6	サービス道路については、通過交通を排除することとし、「放射7号線～補助230号線の間はバス交通の可能な構造」を基本として、地元・区と協議すること。	地元と協議を行い、バスの運行が可能な構造となっている。
7	横断区道の扱いについては地元・道路管理者と十分協議し、地域分断を招かないよう対処すること。	地元と協議を行い、横断道路が配置された。
8	外環と交差する補助230号線周辺には地下鉄12号線の延伸の構想があるので、十分計画の調整を図ること。	補助230号線との交差箇所付近に交通広場を想定し覆蓋構造となっている。
9	道路上部については、北大泉公園計画区域については都市公園としての活用、その他は広場・公園として活用が出来るよう事業の時期も含め調整を図ること。	公園予定箇所では地下構造となっている。
10	ア) サービス道路に沿って商店街の再生が図れるよう、沿道型の用途地域等に変更すること。 イ) 地域の実情に即した風致地区指定の見直しを行い、解除を図るべきである。	ア) 用途地域が変更された イ) 風致地区の指定は依然残っているが、地域の実状に合わせた審査基準を設置し、緩和策として対応している。

2 1 項 目 の 概 要		対 応 状 況
11	周辺の土地利用状況を踏まえ地区住民の意向も考慮しつつ、地区計画などの適切な手法により積極的に地域の住環境の改善を進めることが必要なので協力されたい。	再開発促進地区に指定され、周辺まちづくりの整備又は計画の概要が定められた。
12	地区北部の「区画整理をすべき区域」内については、今後、区画整理事業によるまちづくりの推進について協力されたい。	地元との合意形成を図りながら一部で土地区画整理事業が実施されている。
13	敷設済及び計画中の下水道施設に支障とならないよう十分調整を図ること。	供給処理施設については調整が図られた。
14	白子川調節池計画と十分調整し、洪水調節機能を確保すること。	外環計画および事業にあたり白子川改修計画と整合が図られるとともに、2箇所の調整池が設置された。
15	ア) 下水道の地域周辺への普及が早急に図れるよう、積極的に努力されたい。 イ) 都市ガスのサービス道路への本管の埋設について、関係者間において積極的に努力すること。	ア) 下水道が整備された。 イ) 都市ガスが整備された。
16	ア) 地域内へのバス交通の導入を促進するよう関係者に働きかけること。 イ) 補助230号線、放射7号線等の道路整備を促進すること ウ) 地下鉄12号線の光が丘～大泉学園間の延伸について、早期実現をはかること。	ア) 大泉学園駅～和光市駅間のバス路線が整備された。 イ) 補助230号線は、整備に向け準備中であり、一部、公共施行の区画整理事業を計画している。放射7号線は、事業化を東京都に要請中である。各路線とも、第三次事業化計画において優先整備路線に位置づけられている。 ウ) 「目標年次である2015年までに整備着手することが妥当な路線」に位置付けられた。(運政審18号答申)
17	工事公害の防止に十分留意し、万一周辺住民に被害が生じた場合万全の措置を講じること。	東京都環境影響評価条例に基づき事後調査報告書が提出された。
18	周辺の学校施設については、学校機能の保全に努めるとともに教育環境の向上を図るため、道路構造上、特段の配慮をすること。また通学路などの安全対策に十分留意すること。	側道には歩道を設置し、植樹帯が整備された。
19	移転の対象となる関係者と十分話し合い、生活再建が図れるよう残地等の取り扱いを含め用地・物件等について適切な補償を行うこと。	対応済みである。
20	代替地の要望については、周辺の土地情報を事前に十分に把握し、希望者の近傍への移転が可能となるよう代替地の確保について特段の努力をすること。	対応済みである。
21	今後、整備を進めるに当たっては、手続きの各段階において予め関係住民と十分協議し、完成後の維持管理等に関する事項等も含め、その要望事項について誠意を持って対処すること。	手続きの各段階で説明会などが実施された。 大気の測定結果について、道路公団より毎月報告されている。